第三章　厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置

第一節　厚生年金保険法による保険給付等に関する事項

第一款　平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の読替え等に関する事項

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第二十一条　改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付について平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険法第三十八条第一項	他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による給付（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金」という。）を
改正前厚生年金保険法第三十八条第二項ただし書	他の被用者年金各法による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金
改正前厚生年金保険法第四十三条第三項	、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）	、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）
改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項ただし書	他の被用者年金各法による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金
改正前厚生年金保険法第四十六条第六項	私立学校教職員共済法による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金
改正前厚生年金保険法第五十四条の二第一項	他の被用者年金各法による	平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち
改正前厚生年金保険法第五十四条の二第二項	他の被用者年金各法による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金
	「他の被用者年金各法による	「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち

改正前厚生年金保険法第六十条第二項第一号イ	他の被用者年金各法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前共済各法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前共済各法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前共済各法をいう。）
改正前厚生年金保険法第六十四条の二第一項	他の被用者年金各法による	平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち
改正前厚生年金保険法第六十四条の二第二項	他の被用者年金各法による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金
	「他の被用者年金各法による	「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち
改正前厚生年金保険法第六十六条第一項ただし書	第三十八条の二第一項若しくは第二項、前条本文	前条本文
改正前厚生年金保険法第六十九条	他の被用者年金各法による	平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち
改正前厚生年金保険法附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項	喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）	喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）
改正前厚生年金保険法附則第十七条の二第二項	被用者年金各法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前共済各法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前共済各法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前共済各法及び平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第七十九条第一項に規定する改正前私学共済法をいう。）及び平成二十四年一元化法附則第百二十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二十八条第一項に規定する改正前国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二十九条第一項に規定する改正前地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び平成二十四年一元化法附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百三十条第一項に規定する改正前私立学校教職員共済法を
改正前昭和六十年改正法附則第五十六条第一項	同法	旧厚生年金保険法
	管掌者	実施者